

## ○名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

令和2年1月10日

規則第2号

### (趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例(平成31年名古屋市条例第23号。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (子どもの権利侵害に関する申立て)

第2条 条例第12条第1項の規定による申立てをしようとする者は、子どもの権利侵害に関する申立書(第1号様式)を提出しなければならない。ただし、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)が子どもの権利侵害に関する申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、子どもの権利侵害に関する申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、委員は、その内容を録取するものとする。

### (調査)

第3条 委員は、条例第13条第4項又は第5項の規定により、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し、調査実施通知書(第2号様式)を交付するものとする。ただし、委員が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (勧告等又は要請等)

第4条 条例第15条第1項の規定による勧告は勧告書(第3号様式)により、条例第17条第2項の規定による再勧告は再勧告書(第4号様式)により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による要請は要請書(第5号様式)により、条例第17条第3項の規定による再要請は再要請書(第6号様式)により行うものとする。

### (公表)

第5条 条例第18条第1項又は第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請の概要
- (3) 報告の概要

(令6規則84・一部改正)

## 附 則

この規則は、令和2年1月14日から施行する。

### 附 則(令和2年規則第123号)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出される申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成される用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

### 附 則(令和6年規則第84号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されている通知書は、この規則による改正後の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

第1号様式(第2条関係)

子どもの権利侵害に関する申立書	
年 月 日	
(宛先)名古屋市子どもの権利擁護委員	
申立人 住 所 氏 名 電話番号	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第12条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利侵害に關し、申立てを行います。	
侵害を受けた とされる者	住所 氏名 生年月日 申立人との関係
侵害をしたと される者	住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
事案の概要	
申立ての内容	
その他参考と なる事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式(その1)(第3条関係)

年 月 日

調査実施通知書

住 所  
氏 名  
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市子どもの権利擁護委員

印

名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則第3条の規定により、次のとおり通知します。

申立ての概要	
調査の内容	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式(その2)(第3条関係)

年 月 日

調査実施通知書

住 所  
氏 名  
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市子どもの権利擁護委員

印

名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則第3条の規定により、次のとおり通知します。

発意の理由	
調査の内容	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式(第4条関係)

		第　　号 年　月　日
勧告書		
所在地 名称 代表者氏名		
名古屋市子どもの権利擁護委員 <span style="float: right;">印</span>		
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第1項の規定により、次のとおり勧告します。		
勧告の内容		
勧告の理由		

注 条例第18条第1項の規定により、名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式(第4条関係)

		第 号 年 月 日
再勧告書		
所在 地 名 称 代表者氏名		
名古屋市子どもの権利擁護委員 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第2項の規定により、次のとおり再勧告します。		
再勧告の内容		
再勧告の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式(第4条関係)

		第　　号 年　月　日
要請書		
住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)		
名古屋市子どもの権利擁護委員		印
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第2項の規定により、次のとおり要請します。		
要請の内容		
要請の理由		

注 条例第18条第1項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日

再要請書

住 所  
氏 名  
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市子どもの権利擁護委員

印

名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第3項の規定により、次のとおり再要請します。

再要請の内容	
再要請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。